

令和元年第2回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年 5月28日(火)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	令和元年 5月28日(火) 午前10時00分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	令和元年 5月28日(火) 午前10時25分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	谷 村 敏 彦	○
	2	佐 藤 博 幸	●
	3	臺 川 幸 弘	●
	4	満 保 豊	○
	5	伊 藤 淳 一	○
	6	湯 澤 敏 孝	○
	7	山 下 雅 博	○
	8	奥 山 稔	○
	9	高 橋 一 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員	議席番号	1番 谷村敏彦 4番 満保豊	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局次長 総務係長	中西卓也 井上剛	

令和元年度第2回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は9名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第2回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、1番 谷村敏彦君、4番 満保豊君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思います。
- 議長 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」を議題とします。
- 議長 事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」ご説明申し上げます。
本件は、合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することされており、許可不要の案件なのか審査することとされております。

それでは、2ページをご覧ください。
整理番号5番につきましては貸主、 氏、借主、 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和元年5月15日、土地の引き渡しの時期は令和元年5月15日となっております。
解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。3ページには通知書を添付しております。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議長 ただいま、事務局より説明のありました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」の質疑を行います。

全 員
議 長
議 長
全 員
議 長

ありません。
質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

1 件目について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。6 ページをご覧ください。

1 件目につきましては、転用者については 氏となっております。土地については、字ウブシ となっております、転用面積は、982.00 m²となっております。転用目的は D 型ハウスの建設で、工期は許可の日より令和元年 8 月 31 日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、農業用施設の建設であること、農業振興地域整備計画の用途区分の申請中であることから、転用はやむを得ないものと考えます。なお、現在、農振については、除外中の手続きのため、除外が完了次第、用途区分の変更を行ない、振興局へ申請書を進達することとなります。

資力については、預金通帳の写しの添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、該当がありませんので問題なしと考えます。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、該当がないため問題はないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

許可に付けるべき条件として①から②を記載しております。

6 ページから 15 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に2件目につきましては、奥山委員が関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

(奥山委員退席)

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

2件目につきまして別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。転用者については、
土地については、字更岸
となっており、転用面積は、842.10㎡となっております。転用目的は機械格納庫の建設で、工期は令和元年6月25日より令和元年8月25日となっております。永久転用者となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、1件目同様、農業用施設の建設であること、農業振興地域整備計画の用途区分の申請中であることから、転用はやむを得ないものと考えます。

資力については、融資証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、該当がありませんので問題なしと考えます。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、該当がありませんので問題はないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

許可に付けるべき条件として①から②を記載しております。

19ページから27ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長
全員
議長
議長
議長

ただいま、事務局より説明のありました2件目につきまして質疑を行います。
ありません。
質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。関係委員はお戻り
ください。

(奥山委員入室)

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の
決定について」を議題とします。

整理番号4-1の所有権の案件及び3-5の利用権設定の案件につきましては、
私が関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限によ
り退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。

(会長退席、議長交代)

安川代理

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1
項による計画書の決定」につきまして内容をご説明申し上げます。

整理番号4-1の所有権移転の案件及び整理番号3-5の利用権設定の案件につ
きまして一括で説明申し上げます。

資料をご覧ください。表面には第10利用権設定等促進事業、2利用権設定等
促進事業の具体的な内容と書いてあります。裏面をご覧ください。

この資料は農業経営基盤強化促進法に基づく、利用権設定等促進事業について
記載されているものですが、②の農業生産法人、現在の農地所有適格法人に当た
りますので、以降読み替えていただきたいと思えます。

農地所有適格法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農地
所有適格法人の構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利
用権設定等を受けることができるとされており、この場合、利用権設定等の受け
手要件の適用から除外されておりますが、関連事業者についてはこの特例を受け
ることができません。この特例を受けるためには、アからイまでの条件がありま
す。

要件としましては、アの(ア)として、利用権の設定等を受ける者が現に農地
所有適格法人の組合員、社員又は株主であり、当該農地所有適格法人に利用権の
設定を行うものであること。

(イ)として、利用権設定等促進事業を通じて利用権の設定等を受け、かつ、
農地所有適格法人に利用権の設定等を行うこと。

(ウ)として、利用権の設定等を受けた土地の全てについて農地所有適格法人
に利用権の設定等を行うこと。

事務局

次に、イの条件として、アの（イ）及び（ウ）を担保するため、構成員が受ける利用権の設定等と構成員が農地所有適格法人に対して行う利用権の設定等は同一の農用地利用集積計画において行う必要があります。また、アの要件について慎重な審査を行うことに合わせて、この特例が、農地所有適格法人の構成員が資産保有の目的のために農用地を取得するといったこと等に悪用されていないように留意する必要があるとされております。

以上のことから、本案件につきましては、
の構成員である、
氏が
氏より土地を取得し、その取得した土地のすべてについて、同一の農用地利用集積計画において、
に賃貸借を行う事になります。

位置につきましては、所有権移転の案件につきましては、38 ページ、39 ページ、利用権の設定の案件につきましては35 ページ、36 ページ、条件面につきましては所有権の案件につきましては37 ページ、利用権の設定の案件につきましては29 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転及び利用権設定の質疑を行います。

奥山委員
事務局

所有権移転じゃないよね。
所有権の移転になります。
所有権を移転して、同一の農用地利用集積計画を持って、法人に貸付けとなります。ですので、計画は2本出てきます。

奥山委員
事務局
奥山委員
事務局

今まで、
さんが
さんから借りていたやつを、
さんが取得して、
に貸し付けると言うこと？
はい。同日付けで同一の農用地利用集積計画で一括で行ないます。
いっぺんにやるってこと？
いっぺんにやらないと、この特例を受けられません。
本来は、農地所有適格法人の構成員と言うのは認定農業者等ではないので、利用集積計画で土地の取得は出来ませんが、取得する場合どのような扱いになるかということ、法人に同一の農用地利用集積計画で貸し付ける事になります。

奥山委員
事務局

それならいいの？
それならできます。あくまで特例と言うかたちです。
できたての法人と言うのは、資金が苦しいとかあると思いますので、構成員の方が土地を取得して貸し付けるという事はあることだと思います。

奥山委員
事務局 他の構成員が借りている土地というのは、賃借権の移動ですむのか。
賃借権の移動もできますが、権利関係が複雑になるので、できるのであれば合
意解約後に再度法人が借りたほうが良いかと思えます。

奥山委員
事務局 構成員になると認定農業者から外れるから土地が買えないけど、こういうケー
スだと取得はできると。
特例で取得ができますということです。TMR センターのように、農業を経営
している農家については、当然取得することができますが、個人として完全に搾
乳しないという場合、牛の頭数に対して、保有農地が適正なのかと言う審査が入
ってくるので、牛を保有していないのに 50ha も必要ですかと話になってきて、
これは不許可要件になってしまいますが、この特例を使うことにより、受け手要
件の適用除外となるため、土地の取得ができるということです。

奥山委員 こういうやり方ができると言うことね。

安川代理
全 員 他に質問ありませんか。
ありません。
安川代理 質問なしと認めます。
安川代理 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。
安川代理 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。関係委員はお戻り
ください。

議 長 (会長入室、議長交代)
次に整理番号 3-1 から 3-4 の利用権設定の案件につきまして事務局より内容
の説明を求めます。

事務局 引き続き、利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。
29 ページをご覧ください。更岸地区について説明致します。図面は 30 ペ
ージをご覧ください。

整理番号 3-1 についてであります、 氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。
位置につきましては、30 ページ、31 ページをご覧ください。

次に、整理番号 3-2 についてであります、 氏から 氏に賃
貸借権の設定をするものです。
位置につきましては、30 ページ、32 ページをご覧ください。

事務局 次に、整理番号 3-3 についてであります、 氏から 氏に賃

事務局

貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、30 ページ、33 ページをご覧ください。

次に、整理番号 3-4 についてであります、 から 氏に貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、30 ページ、34 ページをご覧ください。

条件面は、それぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 3-1 から 3-4 の利用権設定の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和元年度第 2 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 元年 5 月 2 8 日

署名委員

(1 番) 谷村 敏彦 (印)

(4 番) 満保 豊 (印)